



栃木県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第13号

目次 規則

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第12号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程（昭和39年栃木県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(本庁)</p> <p>第3条 本庁とは、<u>栃木県部局設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）により設けられた部及び<u>局並びに</u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき部及び<u>局</u>の下に設ける内部組織並びに同法第171条第5項の規定に基づき会計管理者の権限に属する事務を処理させるために設ける会計局及び会計局の下に設ける内部組織をいう。</p> <p>(知事の職務代理者)</p> <p>第8条の2 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、第12条第1項に規定する部長及び<u>危機管理防災局長</u>の職にある職員とし、その順位は、次条に掲げる部及び<u>局</u>の順序とする。</p> <p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第9条 <u>栃木県部局設置条例</u>に定める各部局（以下「各部局」という。）の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デジタル戦略課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>広報課</td> <td>広聴担当、広報担当、報道・放送担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		デジタル戦略課	略	広報課	広聴担当、広報担当、報道・放送担当	略		<p>(本庁)</p> <p>第3条 本庁とは、<u>栃木県部設置条例</u>（平成18年栃木県条例第49号）により設けられた部及び_____地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき部_____の下に設ける内部組織並びに同法第171条第5項の規定に基づき会計管理者の権限に属する事務を処理させるために設ける会計局及び会計局の下に設ける内部組織をいう。</p> <p>(知事の職務代理者)</p> <p>第8条の2 地方自治法第152条第3項の規定により知事の職務を代理する上席の職員は、第12条第1項に規定する部長_____の職にある職員とし、その順位は、次条に掲げる部_____の順序とする。</p> <p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第9条 <u>栃木県部設置条例</u>に定める各部_____の下に、次の表の左欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の右欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デジタル戦略課</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		デジタル戦略課	略			略	
課・室名	班・担当名																				
略																					
デジタル戦略課	略																				
広報課	広聴担当、広報担当、報道・放送担当																				
略																					
課・室名	班・担当名																				
略																					
デジタル戦略課	略																				
略																					

地域振興課	地域振興・とちぎ暮らし推進担当、地域づくり支援担当、土地利用調整班
-------	-----------------------------------

(2) 略

(3) 生活文化スポーツ部

課・室名	班・担当名
県民協働推進課	企画調整担当、青少年応援担当
文化振興課	文化企画担当、文化芸術担当、文化財保護担当、埋蔵文化財担当
スポーツ振興課	スポーツ企画担当、スポーツ施設担当、生涯スポーツ担当、競技力向上担当
くらし安全安心課	略
人権男女共同参画課	女性活躍推進担当、女性自立支援担当
統 計 課	略

(4) 保健福祉部

課・室名	班・担当名
略	
感染症対策課	感染症対策担当、新型コロナ対策推進担当、ワクチン接種推進担当
略	
指導監査課	子育て事業担当、高齢者事業担当、法人・障害者事業担当

地域振興課	地域振興・移住促進担当、地域づくり支援担当、土地利用調整班
-------	-------------------------------

(2) 略

(3) 県民生活部

課・室名	班・担当名
県民文化課	企画調整担当、文化振興担当
危機管理課	総務企画担当、災害対策担当、危機・防災情報担当
消防防災課	消防救急担当、地域防災担当、航空担当
くらし安全安心課	略
統 計 課	略
広 報 課	広聴担当、広報担当、国体・障スポ行幸啓報道担当、放送担当
人権・青少年男女参画課	青少年育成担当、男女共同参画担当

(4) 環境森林部

課・室名	班・担当名
環境森林政策課	企画調整担当
気候変動対策課	気候変動適応担当、カーボンニュートラル推進担当
環境保全課	大気環境担当、水環境担当
自然環境課	自然公園担当、自然保護担当、野生鳥獣対策班
資源循環推進課	企画推進担当、廃棄物対策担当、審査指導班
林業木材産業課	きのこ振興担当、生産力強化担当、循環型林業担当、木材産業担当
森林整備課	森林保全担当、技術調整担当、森づくり担当

(5) 保健福祉部

課・室名	班・担当名
略	
感染症対策課	感染症対策担当、新型コロナ対策推進担当、ワクチン接種推進班
略	
指導監査課	子育て事業担当、高齢者事業担当、障害者事業担当

(5) 環境森林部

課・室名	班・担当名
環境森林政策課	企画調整担当
気候変動対策課	気候変動適応担当
環境保全課	大気環境担当、水環境担当
自然環境課	自然公園担当、自然保護担当、野生鳥獣対策班
資源循環推進課	企画推進担当、廃棄物対策担当、審査指導班
林業木材産業課	きのこ振興担当、生産力強化担当、循環型林業担当、木材産業担当
森林整備課	森林保全担当、技術調整担当、森づくり担当

(6) 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
国際経済課	国際戦略推進担当、 <u>地域外交担当</u> 、旅券担当
略	

(7) 農政部

課・室名	班・担当名
略	
経営技術課	普及情報担当、担い手育成担当、 <u>グリーン農業推進担当</u> 、技術指導班
略	

(8) 略

(9) 危機管理防災局

課・室名	班・担当名
危機管理課	総務企画担当、災害対策担当、危機・防災情報担当
消防防災課	消防救急担当、地域防災担当、航空担当

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名	室名
略	
デジタル戦略課	略
広報課	県民プラザ室
略	
県民協働推進課	協働・多文化共生室
くらし安全安心課	略
人権男女共同参画課	略
環境森林政策課	略

(6) 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
国際課	国際戦略推進担当、 <u>地域国際化担当</u> 、旅券担当
略	

(7) 農政部

課・室名	班・担当名
略	
経営技術課	普及情報担当、担い手育成担当、 <u>環境保全型農業担当</u> 、技術指導班
略	

(8) 略

2 前項に規定する課のうち、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

課名	室名
略	
デジタル戦略課	略
略	
県民文化課	県民協働推進室
くらし安全安心課	略
広報課	県民プラザ室
人権・青少年男女参画課	略
環境森林政策課	略

気候変動対策課	カーボンニュートラル推進室
略	

(栃木県消費生活センター)

第9条の2 消費者安全法（平成21年法律第50号）
 第10条第1項の規定に基づく消費生活センターを生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室に置き、その名称は、栃木県消費生活センターとする。

(会計局)

第10条 会計事務その他の事務を処理させるため、会計局を置き、会計局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下に同表の右欄に掲げる室及び担当を置く。

課名	室・担当名
会計管理課	総務企画担当、業務改革担当、会計管理担当、審査指導第一担当、審査指導第二担当、物品調達室

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部
 総合政策課
 (1)～(11) 略

(12)・(13) 略

デジタル戦略課 略
 広報課

- (1) 県政広報に関すること。
- (2) 県政広聴に関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。
- (4) 県庁本館県民サービスゾーンに関すること。

市町村課 略
 地域振興課

(1) 略

(2)・(3) 略

(4)～(18) 略

経営管理部 略
 生活文化スポーツ部
 県民協働推進課

- (1) 青少年行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法の施行に関すること。

略	

(栃木県消費生活センター)

第9条の2 消費者安全法（平成21年法律第50号）
 第10条第1項の規定に基づく消費生活センターを県民生活部くらし安全安心課消費者行政推進室に置き、その名称は、栃木県消費生活センターとする。

(会計局)

第10条 会計事務その他の事務を処理させるため、会計局を置き、会計局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課の下に同表の右欄に掲げる室及び担当を置く。

課名	室・担当名
会計管理課	総務企画担当、 、会計管理担当、審査指導第一担当、審査指導第二担当、物品調達室

(分掌事務)

第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部
 総合政策課
 (1)～(11) 略

(12) 国土強靱化の推進に関すること。

(13)・(14) 略

デジタル戦略課 略

市町村課 略
 地域振興課

(1) 略

(2) 地域整備計画に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 北関東自動車道沿線開発の促進に関すること。

(6)～(20) 略

経営管理部 略
 県民生活部
 県民文化課

- (1) 文化行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域文化の振興に関すること。

- (3) 栃木県青少年健全育成条例の施行に関する
こと。
- (4) 青少年健全育成の普及啓発に関する
こと。
- (5) 青少年健全育成県民運動に関する
こと。
- (6) 青少年を取り巻く環境の浄化に関する
こと。
- (7) 青少年の国際交流に関する
こと。
- (8) 結婚の支援に関する
こと。
- (9)～(15) 略
- (16) 多文化共生地域づくりの推進に関する
こと。
- (17) 略
- (18) 栃木県子ども総合科学館に関する
こと。
- (19) とちぎ青少年センターに関する
こと。
- (20) 公益財団法人とちぎ未来づくり財団に関する
こと。
- (21) 公益財団法人栃木県国際交流協会に関する
こと（国際経済課の所掌するものを除く。）。
- (22) とちぎ未来クラブに関する
こと。

文化振興課

- (1) 文化行政の総合企画及び総合調整に関する
こと。
- (2) 地域文化の振興に関する
こと。
- (3) 音楽、演劇、美術等の芸術文化（学校教育に
関するものを除く。）に関する
こと。
- (4) 栃木県文化振興条例の施行に関する
こと。
- (5) 栃木県文化功労者の表彰に関する
こと。
- (6) 文化財の保護に関する
こと。

- (3) 音楽、演劇、美術等の芸術文化（学校教育に
関するものを除く。）に関する
こと。
- (4) 栃木県文化振興条例の施行に関する
こと。
- (5) 栃木県文化功労者の表彰に関する
こと。
- (6)～(12) 略
- (13) 略
- (14) 栃木県立美術館に関する
こと。
- (15) 栃木県立博物館に関する
こと。
- (16) 栃木県総合文化センターに関する
こと。
- (17) とちぎ未来づくり財団に関する
こと。

危機管理課

- (1) 危機管理の総合調整に関する
こと。
- (2) 災害対策基本法の施行に関する
こと。
- (3) 災害救助法の施行に関する
こと。
- (4) 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に
関する
こと。
- (5) 被災者生活再建支援法の施行に関する
こと。
- (6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための
措置に関する法律の施行に関する
こと。
- (7) 自衛隊法第103条の規定に基づく防衛出動時
の物資の収用等に関する
こと。
- (8) 防災行政ネットワークに関する
こと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の対策に
関する
こと。

消防防災課

- (1) 消防組織法の施行に関する
こと。
- (2) 消防法の施行に関する
こと。
- (3) 航空消防防災業務に関する
こと。
- (4) 消防関係団体の指導に関する
こと。
- (5) 消防庁に係る叙位、叙勲及び褒章に関する
こと。
- (6) 栃木県消防学校に関する
こと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対応及び消
防の対策に関する
こと。

- (7) 古式銃砲又は刀剣類の登録に関する事。
- (8) 栃木県文化財保護審議会に関する事。
- (9) 文化財保護法に基づく管理団体に関する事。
- (10) 栃木県立美術館に関する事。
- (11) 栃木県立博物館に関する事。
- (12) 栃木県総合文化センターに関する事。
- (13) 栃木県埋蔵文化財センターに関する事。
- (14) 公益財団法人日光杉並木保護財団に関する事。

スポーツ振興課

- (1) スポーツ振興の総合企画及び総合調整に関する事。
- (2) 生涯スポーツの振興に関する事。
- (3) プロスポーツの振興に関する事。
- (4) スポーツ関係団体に関する事。
- (5) 総合型地域スポーツクラブの育成に関する事。
- (6) 栃木県スポーツ推進審議会に関する事。
- (7) スポーツ選手の育成強化に関する事。
- (8) スポーツ指導者の育成等に関する事。
- (9) 競技力向上に関する事。
- (10) 栃木県体育館、栃木県立県南体育館及び栃木県立県北体育館に関する事。
- (11) スポーツ施設等の整備に関する事（他課の所掌するものを除く。）。
- (12) 栃木県立日光霧降アイスアリーナに関する事。
- (13) 栃木県グリーンスタジアムに関する事。
- (14) 栃木県立温水プール館に関する事。
- (15) 栃木県総合運動公園北・中央エリアに関する事。
- (16) 栃木県総合運動公園東エリアに関する事。
- (17) 栃木県ライフル射撃場に関する事。
- (18) とちぎスポーツ医科学センターに関する事。
- (19) 公益財団法人栃木県スポーツ協会に関する事。

くらし安全安心課

(1)～(7) 略

(8)～(24) 略

人権男女共同参画課

- (1) 男女共同参画行政の総合企画及び総合調整に関する事。
- (2) 男女共同参画・女性活躍の推進に関する事。
- (3) 栃木県男女共同参画推進条例の施行に関する事。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

くらし安全安心課

(1)～(7) 略

(8) とちぎ性暴力被害者サポートセンターに関する事。

(9)～(25) 略

- に関する法律の施行に関すること。
- (5) 売春防止法の施行に関すること。
- (6) 社会福祉法の施行に関すること（婦人保護施設を営営する事業及び隣保事業に係るものに限る。）。
- (7) 女性問題の普及啓発に関すること。
- (8) 性犯罪・性暴力被害者支援の推進に関すること。
- (9) 人権施策の総合企画及び総合調整に関すること。
- (10) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行に関すること。
- (11) 部落差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。
- (12) 栃木県人権尊重の社会づくり条例の施行に関すること。
- (13) 栃木県人権教育・啓発推進県民運動に関すること。
- (14) 栃木県いじめ再調査委員会条例の施行に関すること。
- (15) とちぎ男女共同参画センター（婦人相談所・婦人保護施設・配偶者暴力相談支援センター）に関すること。
- (16) 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団に関すること。
- (17) とちぎ性暴力被害者サポートセンターに関すること。

統計課～人権・青少年男女参画課 略
環境森林部～会計局 略

統計課～人権・青少年男女参画課 略
環境森林部～会計局 略

第11条第1項の表生活文化スポーツ部の部広報課の項及び人権・青少年男女参画課の項を削り、同表環境森林部の部を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部～生活文化スポーツ部 略 保健福祉部 保健福祉課</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p><u>(31) ケアラーの支援に関すること（他課の所掌するものを除く。）。</u></p> <p>医療政策課</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p>高齢対策課・健康増進課 略 感染症対策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（危機管理課の所掌する_____</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第11条 第9条第1項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総合政策部～生活文化スポーツ部 略 保健福祉部 保健福祉課</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>医療政策課</p> <p>(1)～(28) 略</p> <p><u>(29) 栃木県県南高等看護専門学院に関すること。</u></p> <p>高齢対策課・健康増進課 略 感染症対策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（危機管理課の所掌する<u>危機管理</u></p>

_____ものを除く。)

(4)～(8) 略

障害福祉課

(1)～(27) 略

(28) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に関すること。

(29) 栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の施行に関すること。

(30) 障害者文化芸術活動の振興に関すること。

(31) 略

こども政策課

(1) 略

(2) こども基本法の施行に関すること（就労及び結婚に関するものを除く。）。

(3)～(24) 略

(25)～(27) 略

生活衛生課～指導監査課 略

環境森林部

環境森林政策課

(1) 環境基本法の施行に関すること。

(2) 環境影響評価法の施行に関すること。

(3) 栃木県環境基本条例の施行に関すること。

(4) 栃木県環境影響評価条例の施行に関すること。

(5) エネルギー施策の総合的な推進に関すること。

(6) 森林吸収源対策の推進に関すること。

(7) 森林経営管理法の施行に関すること（林業木材産業課の所掌するものを除く。）。

(8) 県民協働森づくり事業に関すること。

(9) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律の施行に関すること。

(10) 治山、林道、自然公園等施設の整備事業に係る各種契約に関すること。

(11) 部内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章に関すること。

(12) 環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所に関すること。

(13) 栃木県林業センターに関すること。

(14) 公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構に関すること。

気候変動対策課

(1) 気候変動対策の総合的な推進に関すること。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること。

(3) 気候変動適応法の施行に関すること。

(4) 栃木県気候変動適応センターに関すること。

(5) 栃木県生活環境の保全等に関する条例の施行に関すること（地球温暖化の防止、自動車排出

_____に係るものを除く。)

(4)～(8) 略

障害福祉課

(1)～(27) 略

(28) 略

こども政策課

(1) 略

(2)～(23) 略

(24) 栃木県子ども総合科学館に関すること。

(25)～(27) 略

生活衛生課～指導監査課 略

ガスの排出の抑制のうち低公害車の普及促進及び環境物品等の調達の推進に関するものに限る。)。

- (6) カーボンニュートラルの推進に関すること。
- (7) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (8) 環境学習の総合的な推進に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染防止法の施行に関すること。
 - (2) 水質汚濁防止法の施行に関すること。
 - (3) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の施行に関すること。
 - (4) 湖沼水質保全特別措置法の施行に関すること。
 - (5) 騒音規制法の施行に関すること。
 - (6) 振動規制法の施行に関すること。
 - (7) 悪臭防止法の施行に関すること。
 - (8) ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関すること（資源循環推進課の所掌するものを除く。)。
 - (9) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の施行に関すること。
 - (10) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関すること。
 - (11) 土壌汚染対策法の施行に関すること。
 - (12) 公害防止事業費事業者負担法の施行に関すること。
 - (13) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。
 - (14) 栃木県生活環境の保全等に関する条例の施行に関すること（気候変動対策課の所掌するものを除く。)。
 - (15) 公害紛争処理法の施行に関すること。
 - (16) 栃木県公害紛争処理条例の施行に関すること。
 - (17) 浄化槽法の施行に関すること（浄化槽工事業の登録に関すること及び特定行政庁の事務を除く。)。
 - (18) 栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の施行に関すること。
 - (19) 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に関すること。
 - (20) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関すること。
- #### 自然環境課
- (1) 自然公園法の施行に関すること。
 - (2) 栃木県立自然公園条例の施行に関すること。
 - (3) とちぎふるさと街道景観条例の施行に関すること。
 - (4) 栃木県立日光自然博物館に関すること。
 - (5) 栃木県奥日光地区駐車場に関すること。

- (6) 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設に関すること。
- (7) 栃木県県民の森に関すること（指定管理に係るものに限る。）。
- (8) 自然公園等施設の整備に関すること。
- (9) 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施行に関すること（森林整備課の所掌するものを除く。）。
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関すること。
- (11) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行に関すること。
- (12) 生物多様性に関すること。
資源循環推進課
- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。
- (2) 下水道法（終末処理場の維持管理に関する規定に限る。）の施行に関すること。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関すること（専ら廃棄物に係るものに限る。）。
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関すること。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関すること。
- (6) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の施行に関すること。
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること（特定建設資材廃棄物の再資源化等に関するものに限る。）。
- (8) 循環型社会の総合的な推進に関すること。
- (9) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に関すること。
- (10) 特定家庭用機器再商品化法の施行に関すること。
- (11) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行に関すること。
- (12) 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に関すること。
- (13) 環境美化の推進に関すること。
- (14) 公益財団法人栃木県環境保全公社に関すること。
- (15) 県営最終処分場の整備に関すること。
林業木材産業課
- (1) 造林、保育及び作業道に関すること。
- (2) 林業及び木材産業の構造改革に関すること。
- (3) 林業労働力の確保の促進に関する法律の施行に関すること。

- (4) 森林組合法の施行に関する事。
- (5) 森林経営管理法の施行に関する事（経営管理実施権の設定に係る民間事業者の公募及び公表に関するものに限る。）。
- (6) 林業金融に関する事。
- (7) 林業経営の改善指導に関する事。
- (8) 林業技術の普及教育に関する事。
- (9) 森林整備地域活動の支援に関する事。
- (10) 特用林産物の生産振興及び指導に関する事。
- (11) 特用林産物の需要拡大に関する事。
- (12) 木材の需要拡大に関する事。
- (13) 木材の生産流通体制の整備に関する事。
- (14) 木材の加工利用の指導に関する事。
- (15) 栃木県木材業者登録条例の施行に関する事。

森林整備課

- (1) 保安林及び保安施設地区に関する事。
- (2) 林地開発行為の許可に関する事。
- (3) 栃木県水源地域保全条例の施行に関する事。
- (4) 国土調査法に基づく地籍調査（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものに限る。）に関する事。
- (5) 森林資源情報の整備に関する事。
- (6) 治山、林道、自然公園等施設の整備事業に係る設計積算及び工事の指導に関する事。
- (7) 環境森林部工事電算システムの企画及び運営に関する事。
- (8) 森林・林業等の技術研修に関する事。
- (9) 公共工事のコスト縮減に関する事。
- (10) 公共事業の評価に関する事。
- (11) 治山及び林道に関する事。
- (12) 森林計画に関する事。
- (13) 林業種苗法の施行に関する事。
- (14) 林野保護に関する事。
- (15) 森林病虫害等防除法の施行に関する事。
- (16) 水源林の造成管理に関する事。
- (17) 県営林の経営管理に関する事。
- (18) 県営林の林産物の処分に関する事。
- (19) 栃木県県民の森に関する事（自然環境課の所掌するものを除く。）。
- (20) 分収林特別措置法の施行に関する事。
- (21) 県行分収造林契約及び登記事務に関する事。
- (22) 里山林の保全及び整備に関する事。
- (23) 緑化の普及啓発に関する事。
- (24) 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施行に関する事（緑化基本計画、民間施設の緑化及び緑化協定に関するものに限る。）。

産業労働観光部

産業政策課～経営支援課 略

産業労働観光部

産業政策課～経営支援課 略

国際経済課

(1) 略

(2)～(6) 略

(7) 公益財団法人栃木県国際交流協会に関する
こと（国際経済・国際協力に関するものに限
る。）。

(8) 略

観光交流課 略

労働政策課

(1)～(13) 略

(14) 労働者協同組合法の施行に関すること。

(15)～(26) 略

農政部

農政課

(1)～(17) 略

(18) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に
関すること（監視に関するものに限る。）。

(19)～(22) 略

農村振興課

(1)～(19) 略

(20) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に
関すること（他課の所掌するものを除く。）。

(21)～(40) 略

経済流通課 略

経営技術課

(1)～(9) 略

(10) 環境と調和のとれた食料システムの確立の
ための環境負荷低減事業活動の促進等に関する
法律の施行に関すること。

(11)～(14) 略

(15) 肥料の品質の確保等に関する法律の施行に
関すること。

(16) とちぎグリーン農業の推進に関すること。

(17)～(23) 略

生産振興課～農地整備課 略

県土整備部

監理課～砂防水資源課 略

都市計画課

(1)～(10) 略

(11) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重
課制度等に係る優良宅地認定事務に関するこ
と。

(12)～(18) 略

都市整備課・建築課 略

住宅課

(1)～(19) 略

(20) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重
課制度等に係る優良住宅認定事務に関するこ
と。

国際課

(1) 略

(2) 多文化共生地域づくりの推進に関すること。

(3)～(7) 略

(8) 公益財団法人栃木県国際交流協会に関するこ
と

(9) 略

観光交流課 略

労働政策課

(1)～(13) 略

(14)～(25) 略

農政部

農政課

(1)～(17) 略

(18)～(21) 略

農村振興課

(1)～(19) 略

(20)～(39) 略

経済流通課 略

経営技術課

(1)～(9) 略

(10) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に
関する法律

(11)～(14) 略

(15) 肥料取締法の施行に
関すること。

(16) 環境保全型農業の推進に関すること。

(17) とちぎの特別栽培農産物に関すること。

(18)～(24) 略

生産振興課～農地整備課 略

県土整備部

監理課～砂防水資源課 略

都市計画課

(1)～(10) 略

(11) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重
課制度に係る優良宅地認定事務に関するこ
と。

(12)～(18) 略

都市整備課・建築課 略

住宅課

(1)～(19) 略

(20) 租税特別措置法の規定による土地譲渡益重
課制度に係る優良住宅認定事務に関するこ
と。

(21)～(31) 略

用地課 略

危機管理防災局

危機管理課

- (1) 危機管理の総合調整に関すること。
- (2) 災害対策基本法の施行に関すること。
- (3) 国土強靱化の推進に関すること。
- (4) 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。
- (5) 被災者生活再建支援法の施行に関すること。
- (6) 災害救助法の施行に関すること。
- (7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関すること。
- (8) 自衛隊法第103条の規定に基づく防衛出動時の物資の収用等に関すること。
- (9) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（指定地方公共機関の指定、物資及び資材の供給の要請等に係るものに限る。）。
- (10) 防災行政ネットワークに関すること。
- (11) 局内の事務に係る叙位、叙勲及び褒章に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、災害の対策に関すること。

消防防災課

- (1) 消防組織法の施行に関すること。
- (2) 消防法の施行に関すること。
- (3) 地域防災力の充実強化に関すること。
- (4) 航空消防防災業務に関すること。
- (5) 消防関係団体の指導に関すること。
- (6) 消防庁に係る叙位、叙勲及び褒章に関すること。
- (7) 栃木県消防学校に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害対応及び消防の対策に関すること。

会計局

会計管理課

- (1) 略
- (2) 財務会計事務の改革に係る企画、立案、調整及び推進に関すること。

(3)～(26) 略

2・3 略

第11条の2 各部署における行政の総合調整、重要な事務及び事業の進行管理、人事の集中管理、予算の調整等に関する事務を処理させるため、各部署に幹事課を置く。

2 幹事課は、総合政策部にあつては総合政策課、経営管理部にあつては財政課、生活文化スポーツ部にあつては県民協働推進課、保健福祉部にあつては保健福祉

(21)～(31) 略

用地課 略

会計局

会計管理課

- (1) 略

(2)～(25) 略

2・3 略

第11条の2 各部における行政の総合調整、重要な事務及び事業の進行管理、人事の集中管理、予算の調整等に関する事務を処理させるため、各部に幹事課を置く。

2 幹事課は、総合政策部にあつては総合政策課、経営管理部にあつては財政課、県民生活部にあつては県民文化課、環境森林部にあつては環境森林政策課、保健福祉部にあつては保健福祉

課、環境森林部にあつては環境森林政策課、産業労働観光部にあつては産業政策課、農政部にあつては農政課、県土整備部にあつては監理課、危機管理防災局にあつては危機管理課とする。

3 幹事課は、前条第1項に規定する当該課の分掌事務のほか、その所属する部局に係る次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1)～(6) 略
- (7) 部局内の債権管理の総括に関すること。
- (8) 部局内の各課室事務の連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部局内他課室の主管に属しない事務に関すること。

(部長、局長、課長及び室長)

第12条 部に部長、危機管理防災局及び会計局(第13条及び第14条において「局」という。)に局長、課に課長、室(課内室を除く。)に室長を置く。

2 略

(次長)

第13条 部及び局に次長を置くことができる。

2 次長は、部局内の総合的な企画、調整等の事務について部局長を補佐する。

(理事、参事、技監、総務主幹、主幹、部付等)

第14条 特に必要があるときは、本庁に理事を、部及び局に参事を、部に技監を、幹事課に総務主幹を、課及び室に主幹を、部に部付、局に局付、課に課付を置くことができる。

2 略

3 参事、技監、主幹、部付、局付及び課付は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。

4 総務主幹は、上司の命を受け、部局内の重要な事項の総合的な企画、調整等の事務を処理する。

5 略

(県税事務所)

第19条 略

2・3 略

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・課税課 略

課、産業労働観光部にあつては産業政策課、農政部にあつては農政課、県土整備部にあつては監理課とする。

3 幹事課は、前条第1項に規定する当該課の分掌事務のほか、その所属する部に係る次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1)～(6) 略
- (7) 部内の債権管理の総括に関すること。
- (8) 部内の各課室事務の連絡調整に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、部内他課室の主管に属しない事務に関すること。

(部長、課長及び室長)

第12条 部に部長、会計局に局長、課に課長、室(課内室を除く。)に室長を置く。

2 略

(次長)

第13条 部及び会計局に次長を置くことができる。

2 次長は、部内又は会計局内の総合的な企画、調整等の事務について部長又は会計局長を補佐する。

(理事、参事、技監、総務主幹、主幹、部付等)

第14条 特に必要があるときは、本庁に理事を、部及び会計局に参事を、部に技監を、幹事課に総務主幹を、課及び室に主幹を、部に部付、課に課付、会計局に局付を置くことができる。

2 略

3 参事、技監、主幹、部付、課付及び局付は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。

4 総務主幹は、上司の命を受け、部内の重要な事項の総合的な企画、調整等の事務を処理する。

5 略

(危機管理監)

第14条の2 特に必要があるときは、県民生活部に危機管理監を置くことができる。

2 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理に関する施策を総合的に調整し、及び推進する。

(県税事務所)

第19条 略

2・3 略

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・課税課 略

<p>収税課 (1)・(2) 略 (3) 収入証紙の売りさばきに関する事(栃木県鹿沼県税事務所、<u>栃木県真岡県税事務所及び栃木県大田原県税事務所</u>に限る。) 軽油引取税調査担当 略</p>	<p>収税課 (1)・(2) 略 (3) 収入証紙の売りさばきに関する事(栃木県鹿沼県税事務所<u>及び栃木県真岡県税事務所</u>に限る。) 軽油引取税調査担当 略</p>
--	--

第19条の3から第19条の5までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(精神保健福祉センター) 第20条の4 略 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画審査課 (1)～(7) 略 (8)～(11) 略 教育相談支援課 略 救急情報課 (1)・(2) 略 (3) <u>精神医療審査会に関する事。</u></p> <p>第22条 略</p> <p>(環境森林事務所) 第22条の2 <u>栃木県行政機関設置条例第3条の規定により設置された環境森林事務所に、環境部及び森林部を置き、環境部に環境企画課及び環境対策課を、森林部に林業経営課及び森づくり課(栃木県西環境森林事務所にあつては森づくり第一課、森づくり第二課及び森づくり第三課、栃木県北環境森林事務所にあつては森づくり第一課及び森づくり第二課)を置く。</u> 2 <u>各部課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> 環境部 環境企画課 (1) <u>気候変動対策の推進に関する事。</u> (2) <u>環境学習・環境保全活動に関する事。</u> (3) <u>とちぎの元気な森づくり県民税に関する事(普及啓発に関するものに限る。)</u> (4) <u>自然環境の保全及び緑化に関する事。</u> (5) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する事。</u> (6) <u>野生鳥獣対策の推進に関する事。</u> (7) <u>生物多様性に関する事。</u> (8) <u>自然公園の保護及び利用に関する事。</u> (9) <u>公印の保管に関する事。</u> (10) <u>職員の服務に関する事。</u> (11) <u>文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。</u> (12) <u>予算、決算及び会計事務に関する事。</u></p>	<p>(精神保健福祉センター) 第20条の4 略 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画審査課 (1)～(7) 略 (8) <u>精神医療審査会に関する事。</u> (9)～(12) 略 教育相談支援課 略 救急情報課 (1)・(2) 略</p> <p>第22条 略</p>

- (13) 物品の出納保管に関すること。
- (14) 所内の取締りに関すること。
- (15) 工事請負契約に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事務に関すること。

環境対策課

- (1) 大気汚染防止に関すること。
- (2) 水質汚濁防止に関すること。
- (3) 土壌汚染対策に関すること。
- (4) 廃棄物の処理に関すること。
- (5) 土砂等の埋立て等に関すること。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
- (7) 循環型社会形成の推進に関すること。
- (8) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- (9) 石綿の飛散防止に関すること。
- (10) ダイオキシン類の発生防止に関すること。
- (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に関すること。
- (12) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関すること。
- (13) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全に関すること。

森林部

林業経営課

- (1) 林業経営の改善指導に関すること。
- (2) 林業技術の普及に関すること。
- (3) 森林計画の実施に関すること。
- (4) 林業労働力対策に関すること。
- (5) 森林組合の指導及び監督に関すること。
- (6) 木材の生産、流通及び需要拡大に関すること。
- (7) 林業金融に関すること。
- (8) 特用林産物の生産振興及び需要拡大に関すること。
- (9) とちぎの元気な森づくり県民税に関すること（他課の所掌するものを除く。）。
- (10) 造林、保育及び作業道に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、林業振興の推進に関すること。

森づくり課

- (1) とちぎの元気な森づくり県民税に関すること（里山林の保全に関するものに限る。）。
- (2) 保安林に関すること。
- (3) 治山及び林道に関すること。
- (4) 県営林に関すること。
- (5) 林地開発行為に関すること。
- (6) 林業種苗及び育種に関すること。
- (7) 林野保護及び林野火災に関すること。
- (8) 国土調査法に基づく地籍調査（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものに限

る。)に関すること。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、森林の整備及び保全に関すること。

(環境管理事務所)

第22条の3 栃木県行政機関設置条例第4条の規定により設置された環境管理事務所に環境対策課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課

- (1) 気候変動対策の推進に関すること。
(2) 循環型社会形成の推進に関すること。
(3) 環境学習・環境保全活動に関すること。
(4) とちぎの元気な森づくり県民税に関すること
(普及啓発に関するものに限る。)。
(5) 大気汚染防止に関すること。
(6) 水質汚濁防止に関すること。
(7) 土壌汚染対策に関すること。
(8) 廃棄物の処理に関すること。
(9) 土砂等の埋立て等に関すること。
(10) 使用済自動車の再資源化等に関すること。
(11) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
(12) 石綿の飛散防止に関すること。
(13) ダイオキシン類の発生防止に関すること。
(14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に関すること。
(15) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関すること。
(16) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関すること。
(17) 公印の保管に関すること。
(18) 職員の服務に関すること。
(19) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
(20) 予算、決算及び会計事務に関すること。
(21) 物品の出納保管に関すること。
(22) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全に関すること。

(森林管理事務所)

第22条の4 栃木県行政機関設置条例第5条の規定により設置された森林管理事務所に、管理課、林業経営課及び森づくり課を置く。

2. 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 環境学習・環境保全活動に関すること。
(2) とちぎの元気な森づくり県民税に関すること
(普及啓発に関することに限る。)。
(3) 自然環境の保全及び緑化に関すること。
(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関すること。
(5) 野生鳥獣対策の推進に関すること。
(6) 生物多様性に関すること。
(7) 保安林に関すること。

- (8) 林地開発行為に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 職員の服務に関すること。
- (11) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (12) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- (13) 物品の出納保管に関すること。
- (14) 工事請負契約に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事務に関すること。

林業経営課

- (1) 林業経営の改善指導に関すること。
- (2) 林業技術の普及に関すること。
- (3) 森林計画の実施に関すること。
- (4) 林業労働力対策に関すること。
- (5) 森林組合の指導及び監督に関すること。
- (6) 木材の生産、流通及び需要拡大に関すること。
- (7) 林業金融に関すること。
- (8) 特用林産物の生産振興及び需要拡大に関すること。
- (9) とちぎの元気な森づくり県民税に関すること（他課の所掌するものを除く。）。
- (10) 造林、保育及び作業道に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、林業振興の推進に関すること。

森づくり課

- (1) とちぎの元気な森づくり県民税に関すること（里山林の保全に関するものに限る。）。
- (2) 自然公園の保護及び利用に関すること。
- (3) 治山及び林道に関すること。
- (4) 県営林に関すること。
- (5) 林業種苗及び育種に関すること。
- (6) 林野保護及び林野火災に関すること。
- (7) 国土調査法に基づく地籍調査（森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行うものに限る。）に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、森林の整備及び保全に関すること。

(農業振興事務所)

第25条 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理部及び農村整備部の事務を企画振興部（企画調整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、園芸課が分課されている農業振興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課又は野菜課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、農畜産課が分課されている農業振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又

(農業振興事務所)

第25条 略

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、栃木県安足農業振興事務所にあつては管理部及び農村整備部の事務を企画振興部（企画調整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、園芸課が分課されている農業振興事務所にあつては園芸課の事務をいちご園芸課又は野菜課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、農畜産課が分課されている農業振興事務所にあつては農畜産課の事務を農産課又

は畜産課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、調査保全課が置かれていない農業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除く。）にあつては調査保全課の事務を整備課において、整備課が分課されている農業振興事務所にあつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、それぞれ分掌するものとする。

管理部 略
企画振興部
企画振興課

(1)～(7) 略

(8) 米穀及び特定水産動植物等の流通の適正化に関すること。

(9)～(20) 略

経営普及部・農村整備部 略

3～6 略

（土木事務所）

第33条 栃木県行政機関設置条例第18条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、改良復旧部（栃木県栃木土木事務所に限る。）、保全部（栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部）、ダム管理部（栃木県矢板土木事務所に限る。）及び建築指導担当（栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。）を置き、管理部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県栃木土木事務所の改良復旧部に改良復旧課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部～整備部 略
改良復旧部

(1) 河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路の災害復旧工事に関すること。

保全部～建築指導担当 略

は畜産課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、調査保全課が置かれていない農業振興事務所（栃木県安足農業振興事務所を除く。）にあつては調査保全課の事務を整備課において、整備課が分課されている農業振興事務所にあつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二課（各課の分掌事務は、所長が別に定める。）において、それぞれ分掌するものとする。

管理部 略
企画振興部
企画振興課

(1)～(7) 略

(8) 米穀流通の適正化に関すること。

(9)～(20) 略

経営普及部・農村整備部 略

3～6 略

（土木事務所）

第33条 栃木県行政機関設置条例第18条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、保全部（栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部）、ダム管理部（栃木県矢板土木事務所に限る。）及び建築指導担当（栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。）を置き、管理部に総務課を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所及び栃木県栃木土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部～整備部 略

保全部～建築指導担当 略

3 略

(地方機関)

第34条 各部署及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部署		機関
略		
生活文化スポーツ部	文化振興課	略
	人権男女共同参画課	略
保健福祉部	略	略
	医療政策課	略
	略	略
環境森林部	環境森林政策課	栃木県林業センター
略		
県土整備部	略	略
危機管理防災局	消防防災課	栃木県消防学校

第37条から第40条まで 削除

第40条の3 略

(とちぎ男女共同参画センター)

第40条の4 とちぎ男女共同参画センターは、女性の自立のために必要な支援を行うとともに、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、豊かで活力ある社会の形成に資するための業務を行う。

2 とちぎ男女共同参画センターは、宇都宮市に置く。

3 略

(地方機関)

第34条 栃木県設置条例に定める各部及び課に属する事務を分掌させるため、次の地方機関を置く。

主管部署		機関
略		
県民生活部	県民文化課	略
	消防防災課	栃木県消防学校
	人権・青少年男女参画課	略
環境森林部	環境森林政策課	栃木県林業センター
保健福祉部	略	略
	医療政策課	略 栃木県県南高等看護専門学校
	略	略
略		
県土整備部	略	略

第37条 削除

(栃木県消防学校)

第38条 栃木県消防学校は、次の業務を行う。

- (1) 市町村の消防職員及び消防団員に対する教育訓練に関すること。
- (2) 県民に対する防災意識の高揚及び防災知識の普及等に関すること。
- (3) 栃木県防災館に関すること。

2 栃木県消防学校は、宇都宮市に置く。

第39条及び第40条 削除

第40条の3 略

3 とちぎ男女共同参画センターに、事業推進課、
相談支援課及び保護課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

事業推進課

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する
こと。
- (4) 予算、決算及び会計事務に関すること。
- (5) 物品の出納保管に関すること。
- (6) 県有財産の維持管理に関すること。
- (7) 男女共同参画の推進のための普及啓発、研
修、人材育成等に関すること。
- (8) 男女共同参画の推進に関する活動を行う団体
の支援に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属
しない事務に関すること。

相談支援課

- (1) 男女共同参画の推進のための相談に関する
こと。
- (2) 売春防止法に規定する要保護女子（以下「要
保護女子」という。）に関する各般の問題につ
き、相談に応ずること。
- (3) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査
及び心理学的判定を行い、並びにこれらに付随
して必要な指導を行うこと。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等
に関する法律に規定する被害者（以下「被害
者」という。）に関する各般の問題につき、相
談に応じ、又は婦人相談員若しくは相談を行う
機関を紹介すること。
- (5) 被害者に対し、保護に関する情報の提供及び
心理学的な指導その他の必要な指導を行うこ
と。
- (6) 要保護女子、被害者等に対する自立に向けた
支援を行うこと。

保護課

- (1) 要保護女子及び被害者（被害者がその家族を
同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴
家族）の一時保護を行うこと。
- (2) 要保護女子及び被害者に対し、医学的及び職
能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要
な指導を行うこと。
- (3) 婦人保護施設の業務を行うこと。

第43条 略

第44条から第49条まで 削除

第43条 略

(栃木県県南高等看護専門学院)

第44条 栃木県県南高等看護専門学院は、看護師を
養成するために必要な教育を行う。

2 栃木県県南高等看護専門学院は、栃木市に置

く。

3 栃木県県南高等看護専門学院に、総務課及び教務課を置く。

4 栃木県県南高等看護専門学院の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 職員の服務に関すること。

(3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

(4) 予算、決算及び会計事務に関すること。

(5) 物品の出納保管に関すること。

(6) 県有財産の維持管理に関すること。

(7) 授業料の徴収等に関すること。

(8) 生徒の募集等に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、教務課の主管に属しない事務に関すること。

教務課

(1) 看護師の養成に必要な教育に関すること。

第45条から第49条まで 削除

(栃木県障害者総合相談所)

第50条 略

2 略

3 栃木県障害者総合相談所に、業務企画課、相談支援課及び発達・高次脳機能障害支援課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

業務企画課

(1)～(3) 略

(4) 文献、図書その他の資料の収集及び保管に関すること。

(5) 栃木県障害者総合相談所の運営に関する企画及び連絡調整に関すること。

(6)・(7) 略

(8) 障害者の相談支援の企画に関すること。

(9) 障害保健福祉に係る調査、研究及び研修に関すること。

(10) 略

(11) 療育手帳の交付に関すること。

(12)～(14) 略

相談支援課

(1) 身体障害者更生相談所の業務に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 地域リハビリテーション関係機関及び施設に対する支援に関すること。

発達・高次脳機能障害支援課 略

(栃木県障害者総合相談所)

第50条 略

2 略

3 栃木県障害者総合相談所に、身体障害支援課、知的障害支援課及び発達・高次脳機能障害支援課を置く。

4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

身体障害支援課

(1)～(3) 略

(4)・(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所の業務に関すること。

(7) 略

(8)～(10) 略

知的障害支援課

(1) 略

(2) 療育手帳の交付に関すること。

(3) 略

発達・高次脳機能障害支援課 略

第54条を次のように改める。

第54条 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(食肉衛生検査所)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 食肉衛生検査所に、管理課、検査第一課、<u>検査第二課及び精密検査課</u>を置く。</p> <p>4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">管理課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 食肉の輸出に関すること（精密検査を除く。）。</u></p> <p><u>(8)～(10) 略</u> 検査第一課・検査第二課 略 精密検査課</p> <p><u>(1) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関すること。</u></p> <p><u>(2) と畜検査及び食鳥検査に必要な鳥獣疫の調査並びにと畜検査及び食鳥検査統計に関すること。</u></p> <p><u>(3) 食肉の輸出に関すること（精密検査に限る。）。</u></p> <p>(栃木県林業センター)</p> <p>第56条 栃木県林業センターは、近代林業技術の普及推進を図るため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>林業に関する現地適応試験及び研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>森林作業の合理化に関する研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>林業に関する教育及び研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>林業技術の普及に関すること。</u></p> <p>2 <u>栃木県林業センターは、宇都宮市に置く。</u></p> <p>3 <u>栃木県林業センターに、研修部及び研究部を置く。</u></p> <p>4 <u>各部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">研修部</p> <p>(1) <u>公印の保管に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の服務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。</u></p> <p>(4) <u>予算の経理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>財産の保全に関すること。</u></p> <p>(6) <u>現金、有価証券等の出納保管に関すること。</u></p> <p>(7) <u>物品の出納保管に関すること。</u></p>	<p>(食肉衛生検査所)</p> <p>第55条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 食肉衛生検査所に、管理課、検査第一課<u>及び検査第二課</u>を置く。</p> <p>4 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">管理課</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関すること。</u></p> <p><u>(8) と畜検査及び食鳥検査に必要な鳥獣疫の調査並びにと畜検査及び食鳥検査統計に関すること。</u></p> <p><u>(9) 食肉の輸出に係る検査及び手続に関すること。</u></p> <p><u>(10)～(12) 略</u> 検査第一課・検査第二課 略</p> <p>第56条から第59条まで 削除</p>

- (8) 場内の取締りに関すること。
- (9) 生産物の売払その他の処分に関すること。
- (10) 宿日直に関すること。
- (11) 林業機械等及び車両の技能研修に関すること。
- (12) 林業技術の普及教育に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、研究部の主管に属しない事務に関すること。
研究部
- (1) 林業経営の改善に関すること。
- (2) 森林資源調査方法の確立に関すること。
- (3) 森林作業の合理化に関すること。
- (4) 林産物の生産利用に関すること。
- (5) 特用林産物の改良に関すること。
- (6) 林業に関する物件の鑑定及び分析に関すること。
- (7) 早期育成樹種の改善に関すること。
- (8) 採種園及び採穂園の造成に関すること。
- (9) 種苗生産技術の確立並びに優良種苗の育成及び配付に関すること。
- (10) 育林技術及び施業方法の改善に関すること。
- (11) 適地判定技術の確立に関すること。
- (12) 地力の維持増進に関すること。
- (13) 森林及び苗畑の病虫、獣害及び災害防除に関すること。
- (14) 木材に関する試験研究に関すること。
- (15) 木材に関する依頼試験に関すること。
- (16) 木材の加工技術及び利用技術についての指導に関すること。
- (17) 野生鳥獣の試験研究に関すること。
- (18) 野生鳥獣保護管理のモニタリングに関すること。
- (19) 野生鳥獣の救護に関すること。

第57条から第59条まで 削除

第79条から第86条までを次のように改める。

第79条から第86条まで 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(栃木県消防学校)</u></p> <p>第88条 <u>栃木県消防学校は、次の業務を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 市町村の消防職員及び消防団員に対する教育訓練に関すること。</u> <u>(2) 県民に対する防災意識の高揚及び防災知識の普及等に関すること。</u> <u>(3) 栃木県防災館に関すること。</u> <p><u>2 栃木県消防学校は、宇都宮市に置く。</u></p> <p>第89条及び第90条 削除</p>	<p>第88条及び第89条 削除</p> <p>第90条 削除</p>

第91条の4 略

(児童福祉専門監)

第91条の4の2 特に必要があるときは、児童相談所に児童福祉専門監を置くことができる。

2 児童福祉専門監は、上司の命を受け、専門的な知識及び技術を必要とする児童相談所業務についての指導及び助言を行うとともに、児童福祉行政の総合的な調整等の事務を処理する。

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部局課室	附属機関	
略	略	
生活文化スポーツ部	県民協働推進課	栃木県青少年健全育成審議会
	文化振興課	栃木県文化振興審議会
		栃木県文化功労者選考委員会
		栃木県立美術館評議員会
		栃木県立博物館協議会
	栃木県文化財保護審議会	
	スポーツ振興課	栃木県スポーツ推進審議会
略	略	
人権男女共同参画課	略	
	略	
保健福祉部	略	略
環境森林部	環境森林政策課	栃木県環境審議会
		栃木県環境影響評価技術審査会

第91条の4 略

(附属機関)

第93条 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部課室	附属機関	
略	略	
県民生活部	県民文化課	栃木県文化振興審議会
		栃木県文化功労者選考委員会
	危機管理課	栃木県防災会議
		栃木県国民保護協議会
	消防防災課	栃木県救急搬送受入協議会
	略	略
	人権・青少年男女参画課	略
栃木県青少年健全育成審議会		
環境森林部	環境森林政策課	栃木県環境審議会
		栃木県環境影響評価技術審査会
	環境保全課	栃木県公害審査会
森林整備課	栃木県森林審議会	
保健福祉部	略	略

	環境保全課	栃木県公害審査会
	森林整備課	栃木県森林審議会
略		
県土整備部	略	略
危機管理防災局	危機管理課	栃木県防災会議
		栃木県国民保護協議会
	消防防災課	栃木県救急搬送受入協議会

略		
県土整備部	略	略

別表（第18条の4、第92条の3関係）

職名	職務
1 主任	上司の命を受け、複雑又は困難な事務又は技術をつかさどる。
2～14 略	略

別表（第18条の4、第92条の3関係）

職名	職務
1 主任	上司の命を受け、複雑若しくは困難な事務又は技術をつかさどる。
2～14 略	略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例施行規則の一部改正)
- 職員に対する特別褒賞金の授与に関する条例施行規則（昭和43年栃木県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(特別褒賞金の授与内申)</p> <p>第4条 知事に対して、特別褒賞金の授与の内申を行うべき者は、次の表の左欄に掲げる職員について、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>内申者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 知事の事務部局の職員</td> <td>部局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>① 略</p>	職員	内申者	1 知事の事務部局の職員	部局長	略		2 略		<p>(特別褒賞金の授与内申)</p> <p>第4条 知事に対して、特別褒賞金の授与の内申を行うべき者は、次の表の左欄に掲げる職員について、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>内申者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 知事の事務部局の職員</td> <td>部長（会計局にあっては、会計局長）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項の表1の項中「部長」とあるのは、「部長又は国体・障害者スポーツ大会局長」とする。</p>	職員	内申者	1 知事の事務部局の職員	部長（会計局にあっては、会計局長）	略		2 略	
職員	内申者																
1 知事の事務部局の職員	部局長																
略																	
2 略																	
職員	内申者																
1 知事の事務部局の職員	部長（会計局にあっては、会計局長）																
略																	
2 略																	

(建設業法施行細則の一部改正)

- 建設業法施行細則（昭和43年栃木県規則第61号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧所)</p> <p>第2条 法第13条に規定する閲覧所（以下「建設業</p>	<p>(閲覧所)</p> <p>第2条 法第13条に規定する閲覧所（以下「建設業</p>

者提出書類閲覧所」という。)を栃木県総合政策部広報課内に置く。

者提出書類閲覧所」という。)を栃木県県民生活部広報課内に置く。

(栃木県消費生活安定対策審議会規則の一部改正)

- 4 栃木県消費生活安定対策審議会規則(昭和51年栃木県規則第17号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部</u> くらし安全安心課において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>県民生活部</u> くらし安全安心課において処理する。

(栃木県消費者苦情処理審査会規則の一部改正)

- 5 栃木県消費者苦情処理審査会規則(昭和51年栃木県規則第18号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部</u> くらし安全安心課において処理する。	(庶務) 第6条 審査会の庶務は、 <u>県民生活部</u> くらし安全安心課において処理する。

(栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正)

- 6 栃木県公有財産事務取扱規則(昭和52年栃木県規則第26号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 部局 <u>栃木県部局設置条例</u> (平成18年栃木県条例第49号)第1条に定める部及び局並びに会計局、教育委員会事務局、議会事務局及び警察本部をいう。 (2)・(3) 略	(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 部局 <u>栃木県部設置条例</u> (平成18年栃木県条例第49号)第1条に定める部並びに会計局、教育委員会事務局、議会事務局及び警察本部をいう。 (2)・(3) 略

(栃木県財務規則の一部改正)

- 7 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部長 <u>栃木県部局設置条例</u> (平成18年栃木県条例第49号)第1条に規定する部及び局の <u>部局長</u> 並びに会計局長、企業局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、議会事務局長及び警察本部長並びに教育次長をいう。 (2) 幹事課長 栃木県行政組織規程(昭和39年栃木県規則第27号。以下この条において「組織規程」という。)第11条の2第2項に規定する幹事課の課長並びに会計局会計管理課長、企業局	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部長 <u>栃木県部設置条例</u> (平成18年栃木県条例第49号)第1条に規定する部 <u>の</u> 部長 <u>並びに</u> 会計局長、企業局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、議会事務局長及び警察本部長並びに教育次長をいう。 (2) 幹事課長 栃木県行政組織規程(昭和39年栃木県規則第27号。以下この条において「組織規程」という。)第11条の2第2項に規定する幹事課の課長並びに会計局会計管理課長、企業局

経営企画課長、教育委員会事務局教育政策課長、人事委員会事務局総務課長、監査委員事務局監査課長、労働委員会事務局審査調整課長、議会事務局総務課長及び警察本部会計課長をいう。

(3)～(6) 略

附 則

1～3 略

経営企画課長、教育委員会事務局総務課長、人事委員会事務局総務課長、監査委員事務局監査課長、労働委員会事務局審査調整課長、議会事務局総務課長及び警察本部会計課長をいう。

(3)～(6) 略

附 則

1～3 略

4 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1号中「の部長並びに」とあるのは「の部長並びに国体・障害者スポーツ大会局長、」と、同条第2号中「並びに」とあるのは「並びに国体・障害者スポーツ大会局総務企画課長、」と、同条第3号中「室の長並びに」とあるのは「室の長並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成31年栃木県規則第11号）第1条第1項に規定する課の長、」と、同条第5号中「室並びに」とあるのは「室並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則第1条第1項に規定する課、」とする。

別表第1（第2条関係）

所属区分	公 所
略	
生活文化スポーツ部	美術館 博物館 とちぎ男女共同参画センター
保健福祉部	健康福祉センター 保健環境センター 衛生福祉大学校 障害者総合相談所 精神保健福祉センター 児童相談所 那須学園 動物愛護指導センター 食肉衛生検査所
環境森林部	環境森林事務所 環境管理事務所 森林管理事務所 林業センター
略	
県土整備部	略

別表第1（第2条関係）

所属区分	公 所
略	
県民生活部	美術館 博物館 消防学校 とちぎ男女共同参画センター
環境森林部	環境森林事務所 環境管理事務所 森林管理事務所 林業センター
保健福祉部	健康福祉センター 保健環境センター 衛生福祉大学校 県南高等看護専門学院 障害者総合相談所 精神保健福祉センター 児童相談所 那須学園 動物愛護指導センター 食肉衛生検査所
略	
県土整備部	略

危機管理防災局	消防学校
略	

別表第2 (第3条関係)

- 1 略
- 2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委任事項
略	
衛生福祉大学 学校長	略
県央産業技術 専門校長	
農業大学校 長	
県立学校の 長	

別表第3 (第4条関係)

- 1 略
- 2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
財政課	1 略			
文化振興課	1 この規則に基づく次の事務 (1) 栃木県日光杉並木街道保護基金に係る寄附の受入れの決定			
くらし安全安心課	1 略			

略	

別表第2 (第3条関係)

- 1 略
- 2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委任事項
略	
衛生福祉大学 学校長	略
県南高等看護 専門学院 長	
県央産業技術 専門校長	
農業大学校 長	
県立学校の 長	

別表第3 (第4条関係)

- 1 略
- 2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
財政課	1 略			
くらし安全安心課	1 略			
環境	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する次の事務			

					<p>森 林 部 各 課 共 通</p>		<p>(1) 部長 専決事 項に係 る請負 工事の 元請負 額に対 する30 パーセ ント以 内の設 計変更 (変更 後の請 負額が 3億円 以上5 億円未 満のも のの事 案の決 定に限 る。)</p>	<p>(1) 1件の金 額が1億円 未満の工事 請負費に係 る予算の執 行(工事の 竣工検査を 除く。次号 及び第3号 において同 じ。)</p> <p>(2) 1件の金 額が3,000 万円未満の 委託料に係 る予算の執 行</p> <p>(3) 部長専決 事項及び課 長専決事項 に係る請負 工事及び業 務委託の元 請負額等に 対する30 パーセント 以内の設計 変更(変更 後の請負額 が3億円以 上のものを 除く。)</p>
略					略			
薬 務 課	1 略				薬 務 課	1 略		
環 境 森 林 部 各 課 共 通	1 土木建築工事に係る予算の執行に関する 次の事務		(1) 部長 専決事 項に係 る請負 工事の 元請負 額に対 する30 パーセ ント以	(1) 1件の金 額が1億円 未満の工事 請負費に係 る予算の執 行(工事の 竣工検査を 除く。次号 及び第3号 において同				

			内の設計変更 (変更後の請負額が3億円以上5億円未満のもの のの事案の決定に限る。)	じ。) (2) 1件の金額が3,000万円未満の委託料に係る予算の執行 (3) 部長専決事項及び課長専決事項に係る請負工事及び業務委託の元請負額等に対する30パーセント以内の設計変更(変更後の請負額が3億円以上のものを除く。)				
略					略			
会計局 会計管理課	1～3	略			会計局 会計管理課	1～3	略	
					教育委員会 事務局 文化財課	1	この規則に基づく次の事務	(1) 栃木県日光杉並木街道保護基金に係る寄附の受入れの決定
3～5	略				3～5	略		

(栃木県文化功労者選考委員会規則の一部改正)

- 8 栃木県文化功労者選考委員会規則(平成10年栃木県規則第31号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部文化振興課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>県民生活部県民文化課</u> _____において処理する。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

- 9 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年栃木県規則第69号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(縦覧) 第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、 <u>栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課</u> において、執務時間中にしなければならない。 (事業報告書等の閲覧及び謄写) 第11条 条例第6条の規定による閲覧及び謄写は、 <u>栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課</u> において、執務時間中にしなければならない。 2 略	(縦覧) 第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、 <u>栃木県県民生活部県民文化課</u> _____において、執務時間中にしなければならない。 (事業報告書等の閲覧及び謄写) 第11条 条例第6条の規定による閲覧及び謄写は、 <u>栃木県県民生活部県民文化課</u> _____において、執務時間中にしなければならない。 2 略

(栃木県文書等管理規則の一部改正)

- 10 栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(文書等の管理体制等) 第4条 略 2 略 3 幹事課の長は、所属する部（ <u>危機管理防災局及び会計局</u> を含む。以下同じ。）における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう、部内の指導、連絡及び調整に努めなければならない。 4・5 略 附 則 1 略 2 略	(文書等の管理体制等) 第4条 略 2 略 3 幹事課の長は、所属する部（ _____ <u>会計局</u> を含む。以下同じ。）における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう、部内の指導、連絡及び調整に努めなければならない。 4・5 略 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 略 <u>(経過措置)</u> 2 略 3 <u>平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間における第2条及び第4条の規定の適用については、第2条第4号中「及び」とあるのは「、国体・障害者スポーツ大会局総務企画課及び」と、同条第5号中「第10条」とあるのは「第10条並びに栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則（平成31年栃木県規則第11号）第1条第1項」と、第4条第3項中「会計局」とあるのは「国体・障害者スポーツ大会局及び会計局」とする。</u>

(栃木県男女共同参画審議会規則の一部改正)

- 11 栃木県男女共同参画審議会規則（平成15年栃木県規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第8条 審議会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部人権男女共同参画課</u> において処理する。	第8条 審議会の庶務は、 <u>県民生活部人権・青少年男女参画課</u> において処理する。

(栃木県人権施策推進審議会規則の一部改正)

- 12 栃木県人権施策推進審議会規則（平成15年栃木県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第5条 審議会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部人権男女共同参画課</u> において処理する。	第5条 審議会の庶務は、 <u>県民生活部人権・青少年男女参画課</u> において処理する。

(栃木県青少年健全育成審議会規則の一部改正)

- 13 栃木県青少年健全育成審議会規則（平成19年栃木県規則第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第6条 審議会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部県民協働推進課</u> において処理する。	第6条 審議会の庶務は、 <u>県民生活部人権・青少年男女参画課</u> において処理する。

(栃木県文化振興審議会規則の一部改正)

- 14 栃木県文化振興審議会規則（平成20年栃木県規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第4条 審議会の庶務は、 <u>生活文化スポーツ部文化振興課</u> において処理する。	第4条 審議会の庶務は、 <u>県民生活部県民文化課</u> において処理する。

(栃木県救急搬送受入協議会規則の一部改正)

- 15 栃木県救急搬送受入協議会規則（平成21年栃木県規則第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第8条 協議会の庶務は、 <u>危機管理防災局消防防災課</u> において処理する。	第8条 協議会の庶務は、 <u>県民生活部</u> 消防防災課において処理する。

(人事課)